

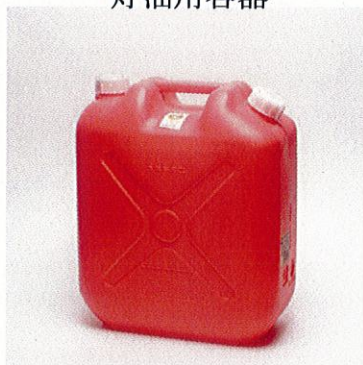
危険物の運搬容器に関するお知らせ

十日町地域消防本部

令和3年7月

ガソリン・軽油・灯油を運搬する場合は、試験確認済証、消防法適合品などの表示がついている消防法令に適合した容器を使用し、しっかり固定して運搬してください。また、容器ごとに適応する油種の表示がされています。灯油用の容器にガソリンや軽油を入れることはできません。

灯油用容器



軽油用容器



※軽油用ポリエチレン容器は令和3年7月現在、危険物保安技術協会の認定品はないため、使用者の責任において使用してください。

ガソリン・軽油・灯油等



※ 運搬する容器の個数に制限はありませんが、ガソリンスタンドでは、油種により1日に販売できる数量が決まっている場合があります。

※ 金属缶を使用する際は、入っている油種名を表示する必要があります。例として、ガソリン携行缶に軽油を入れる場合は容器に「軽油」と表示してください。

※ 十日町地域消防本部では、軽油の運搬についても、試験確認済証が添付された、安全性の高いガソリン携行缶の使用を推奨いたします。

お問合せ先
十日町地域消防本部 予防課危険物係
TEL : 025-757-1557